

特定生産緑地制度について

生産緑地制度は、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るために設けられた制度です。

平成30年4月1日施行の改正生産緑地法により、生産緑地を保全する新たな仕組みとして、特定生産緑地制度が創設されました。

生産緑地は指定してから30年が経過する日(申出基準日)以降、市に対して買取申出ができますが、申出基準日前に、特定生産緑地に指定を受けると、買取申出ができる時期が10年延期されます。その後は、さらに10年の延期を繰り返すことができます。

市内の生産緑地は、令和4年11月以降、順次申出基準日を迎えます。

市は、申出基準日前の一定期間に所有者からの申請を受け付け、生産緑地を特定生産緑地に指定します。

▼特定生産緑地に指定する場合は…

- 固定資産税および都市計画税は、引き続き農地課税となります
- 次の相続時点で、相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買い取り申出をするかの選択ができます
- 次世代の方が、一定のルールに基づき第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続します
- 10年毎の更新制のため、10年毎に継続可否を判断できます

▼特定生産緑地に指定しない場合は…

- 固定資産税および都市計画税が、段階的にほぼ宅地並み課税まで上昇します
- 次の相続で、相続税の納税猶予を受けられません
- 生産緑地に指定されてから30年経過後は、特定生産緑地に指定できません

「アグリアグリ」は、インターネット上で市内の農業について紹介しているホームページです。市民の方々に地元の農業について知ってもらおうと、多摩市からの委託によりNPO法人シーズネットワークが企画・制作しているも

多摩市の農産物応援サイト



http://www.seeds-tama.com/agriagri

多摩市の農業をインターネットで紹介



ので、市内でとれる農産物の紹介や直売所案内、農家プロフィールなどを見ることができます。ブログ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムも連動しており、市内の農業関連情報が随時アップされています。たとえば、4年前から取り組みが始まった「アスパラガスの採りつきり栽培」や「ミニトマトのソバージュ栽培」の圃場視察の記事のほか、農業委員会が主宰する「農業ウオッチングラリー」、児童館と共催の「家族体験農業」事業などの様子も紹介されています。昨年(令和2年)は新型コロナウイルス感染症の流行で、イベントが中止となり、市民の



▲ホームページ

方々との交流の機会を持てませんでしたが、このホームページを通じて、わたしたち農家や農業委員の活動について、広く市民の皆さんに知っていただけたらと思っています。ぜひ「多摩市 農産物応援」で検索してご覧ください。(農業委員 青木幸子)

編集後記

既にご承知のことと思われませんが、近年、都市農地をめぐる環境が大きく変わりつつあります。

①特定生産緑地制度の制定
②都市農地の貸借円滑化法の施行です。

①について、平成4年度に生産緑地の指定を受けた農地の特定生産緑地制度への申請受付(1~4月上旬を予定)は、今回で最終となります。生産緑地指定を続けられる方は、お忘れなく特定生産緑地制度の申請をお願いいたします。

②については、これまで困難であった生産緑地内農地を貸すことが容易になりました(納

税猶予地も含む)。ご家族みなさんと話し合っ、いずれも農業委員会へご相談されることをお勧めします。新しい体制で始まった農業委員会の活動も、このコロナ禍により変更を余儀なくされたものがありました。利用者の安全・安心を優先した決定とはいえ、大変残念でなりません。7月の長雨、8月の猛暑、そして、新型ウイルス! そんな辛い日々が続く中でも、野菜は元気に育っています。今年こそ、コロナの憂鬱(ゆううつ)を吹き飛ばし、田畑で快い汗を流しながら、大きな収穫を期待したいものです。(農業委員 大松誠二)

農業後継者育成セミナー開催!



令和2年11月23日に実施した農業後継者育成セミナー。コロナ禍にあつて万全の対策を講じて開催しました。農業後継者の重要な関心事である「相続」にスポットを当て、講師の落語を交えながら、多摩市の農業者に特化した講演内容で、来場者の関心を集めていました。

農業者と農業委員の意見交換会開催!

令和2年11月27日、市役所で意見交換会を開催しました。普段は落ち着いて話す機会が少ない農業者の皆さんの忌憚(きたん)のないご意見を、委員会として頂戴し、今後の多摩市の農業を発展させていくための極めて有益で貴重な時間となりました。